

令和4年度 多摩川丸子橋河川敷における
民間活力導入検討調査委託
プロポーザル実施要領

令和4年2月

川崎市建設緑政局

目次

1 業務概要

- (1) 件名
- (2) 目的
- (3) 業務内容
- (4) 履行期間
- (5) 履行場所
- (6) 事業委託料

2 参加資格

3 担当部署及び問合せ先

4 企画提案の流れ

- (1) スケジュール
- (2) 参加意向申出書等の提出
- (3) 質問書の受付及び質問書に対する回答
- (4) 参加資格確認結果通知の発送
- (5) 企画提案書の提出

5 審査方法

- (1) 評価委員会の設置
- (2) 書類審査の実施
- (3) ヒアリング審査の実施
- (4) 選定結果の通知（予定）
- (5) 選考基準及び順位の確定方法

6 プロポーザル参加資格の喪失

7 その他留意事項

8 参考資料

1 業務概要

(1) 件名

令和4年度 多摩川丸子橋河川敷における民間活力導入検討調査業務委託

(2) 目的

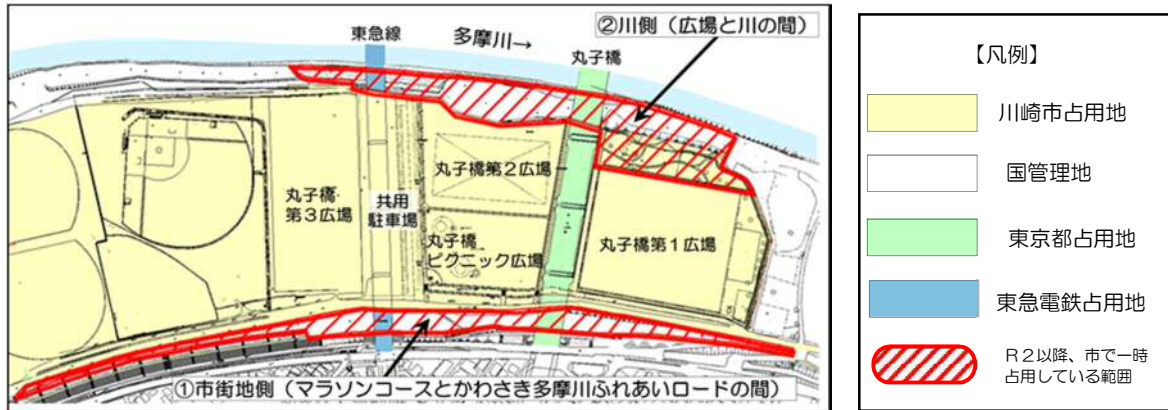
丸子橋河川敷は、場所によって管理が分かれており、国の管理地では、従前からバーベキュー利用者による河川敷や住宅街へのゴミの不法投棄や騒音問題等が生じていた。このため、令和2年度から国の管理地を市で一時的に占有し、バーベキュー利用を禁止しているが、依然として継続した警備委託等の対策が必要な状況である。

また、令和3年度には、課題解決や河川敷の新たな利活用の可能性を検証するため、公募により選定された民間事業者による社会実験を行い、利用者や周辺住民からのアンケート等により、ニーズ把握や課題整理等を行った。

こうした状況を踏まえ、本業務は、丸子橋河川敷の新たな利活用等に向け、民間活力導入を見据えた効率的・効果的な管理運営及びにぎわいの創出と地域活性化に向け、必要な資料を作成すること等を目的とする。

(3) 対象地域

川崎市中原区上丸子八幡町地内（下記図参照）



(4) 業務内容

(ア) 業務計画の作成

業務目的を踏まえ、業務全体の方針、検討の進め方、スケジュール、組織体制等を含む業務計画書を作成し、発注者の承認を受けること。

(イ) 現況把握

①対象地域の状況整理

丸子橋河川敷の管理状況、これまでの取組や施策、社会実験等の実施状況を整理し、対象地域が持つ特性、抱える課題を整理する。

②上位関連計画等の位置付けの整理

川崎市総合計画など、上位関連計画における対象地域の位置付け、方向性等を収集・整理する。

③関係法令等の整理

河川法など、対象地域を活用していく上で関連する法令等の規制・制限や助成内容を整理する。

④参考事例整理

河川敷の活用・活性化事業、民間活力導入など、本業務の参考となる他都市の事例を収集し、特徴、内容、事業スキーム等を整理する。

(ウ) 社会実験の募集企画案作成

令和3年度に実施した社会実験の内容、結果、課題等を踏まえて、令和4年度以降に実施すべき社会実験について、募集内容、期間、活用範囲、想定される事業者等を整理した企画案を作成する。

(エ) 地域ニーズ等の整理

令和3年度に実施した社会実験利用者や周辺住民へのアンケート調査を整理し、周辺施設利用者や令和4年度に実施する社会実験利用者の意向を調査し、検討に必要な地域ニーズ等の整理を行う。

(オ) 民間活力導入範囲の検討

(イ)～(エ)を踏まえ、令和3年度に実施した社会実験範囲に加え、周辺施設のピクニック広場や丸子橋運動広場等との一体的な活用等、民間活力の導入を行う範囲[※]について考えられるパターンを整理する。[※]「3対象地域」を検討範囲とする

(カ) 事業スキームの整理

(オ)で整理した手法について、民間活力導入のためのスケジュール、想定される事業収支、官民負担、リスク分担等の整理を行う。

(キ) 公募要領等案の作成

令和5年度以降に本事業を実施するにあたり必要となる公募要項、要求水準書、応募様式、審査基準等の必要資料について、案を作成する。

(ク) 報告書の作成

業務において作成した検討資料等を取りまとめ、報告書を作成する。

(ケ) 打合せ協議

業務の実施にあたり、発注者との打合せを行うこと。

打合せは業務着手時・中間時・納品時を基本とし、必要に応じて適宜行うこととする。

(5) 履行期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

(6) 履行場所

川崎市川崎区駅前本町 12 番地 1 川崎駅前タワー・リパークビル 17 階
川崎市建設緑政局緑政部多摩川施策推進課（水辺活用）

(7) 事業委託料

以下の金額を上限とします。

金 7,843,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本件の予算金額及び契約金額の決定の効果は、令和 4 年第 2 回川崎市議会定例会における、本調達に係る議決を要する。

2 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「20 調査・測定」に登録があること。
- (5) 業務の履行に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらの証明等を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行っていないこと。
- (7) 過去 10 年の間に、国・都道府県・特別区または政令指定都市において、次の業務の履行が完了していること（アからウ全て）。
 - ア 緑の基本計画及びグリーンインフラに関する調査・検討業務
 - イ 河川または、臨海部におけるにぎわい創出に係る調査及び計画策定に関する業務
 - ウ 公共施設における民間活力導入可能性調査・検討及びアドバイザー業務
- (8) 本業務を遂行するにあたり以下の資格を持つ技術者を配置すること。
 - ア 業務責任者については、技術士（総合技術監理部門）または、技術士（都市及び地方計画）かつ認定都市プランナー（エリアマネジメント・プロジェクトマネジメント）の資格を持つものを配置すること。
 - イ 業務担当者については、技術士（総合技術管理部門）または、技術士（都市及び地方計画）の資格を持つものを 1 名以上配置すること。また、専門社会調査士の

資格を持つものを1名以上配置すること。

(9) 連絡調整を円滑に行うため、神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有すること。

3 担当部署及び問合せ先

川崎市建設緑政局緑政部多摩川施策推進課（水辺活用）貝原

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12 番地 1 川崎駅前タワー・リパークビル 17 階

電話 044-200-0511（直通）

F A X 044-200-3973

電子メール 53tamasu@city.kawasaki.jp

4 企画提案の流れ

(1) スケジュール

内容	期間
仕様書・実施要領等の公表	令和4年2月18日（金）
参加意向申出書等の提出	令和4年2月18日（金）から令和4年2月28日（月）までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）
質問書の受付	令和4年3月1日（火）から令和4年3月7日（月）までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）
参加資格確認結果通知発送	令和4年3月1日（火）
質問書に対する回答	令和4年3月8日（火）
企画提案書受付	令和4年3月9日（水）から令和4年3月17日（木）までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）
書類審査	令和4年3月18日（金）から令和4年3月22日（火）まで
ヒアリング審査（予定）	令和4年3月23日（水）～令和4年3月25日（金）
選定結果の通知（予定）	令和4年3月28日（月）
業務委託契約締結（予定）	令和4年4月1日（金）以降

(2) 参加意向申出書等の提出

郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）もしくは持参により次の資料（各1部）を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 参加意向申出書（本市のHPからダウンロードして御使用ください。なお、不明な場合は上記3の担当宛てにお問い合わせください。）

(イ) 誓約書（上記2に記載した事項についての誓約書になります。本市のHPからダウンロードして御使用ください。）

(ウ) 過去10年の間に、国・都道府県・特別または政令指定都市において、次の業務の履行が完了していることを証する書類（aからc全て）。

a 緑の基本計画及びグリーンインフラに関する調査・検討業務

b 水辺空間におけるにぎわい創出に係る調査及び計画策定に関する業務

c 公共施設における民間活力導入可能性調査・検討及びアドバイザー業務

※ a、b及びcの業務実績について、「発注者」、「業務名」、「業務期間」及び「業務内容」を一覧表にまとめて記載してください。履行が完了していることを証する書類については、契約書及び報告書の概要版を御提出ください。なお、a、b及びcのそれぞれに複数の該当がある場合には、1件のみを抽出して御提出ください（業務が重複する契約の場合にはまとめても可）。ただし、履行確認のため、その他の該当案件についても書類の提出を求める場合があります。

(エ) 神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有することを証する書類

イ 提出期間

令和4年2月18日（金）から令和4年2月28日（月）までの期間の午前8時30分から午後5時まで（閉庁日及び正午～午後1時を除く。）（郵送の場合は令和4年2月28日（月）午後5時までに必着）

ウ 提出先

3に同じ

(3) 質問書の受付及び質問書に対する回答

企画提案に関する質問は、令和4年3月1日（火）から令和4年3月7日（月）午後5時までの期間に、上記3の多摩川施策推進課担当宛てに電子メール（添付文書がある場合にはMicrosoft Word形式、A4版縦・横書き）で送付してください。回答は、令和4年3月8日（火）に全ての参加意向申出書の提出者に対して電子メールにて回答いたします。

(4) 参加資格確認結果通知の発送

令和4年3月1日（火）に、参加意向申出書の提出者宛てに、参加資格確認結果通知を郵送します。また、参加資格要件を満たす者には、関係書類提出要請書も併せて郵送します。

(5) 企画提案書の提出

参加資格を有する者は、次の期日までに必要書類を郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）もしくは持参により提出してください。

ア 提出期間

令和4年3月9日（水）から令和4年3月17日（木）までの期間の午前8時30分から午後5時まで（閉庁日及び正午～午後1時を除く。）（郵送の場合は令和4年3月17日（木）午後5時までに必着）

イ 提出先

3に同じ

ウ 提出書類

次の（ア）～（エ）は任意様式とします。

（ア）企画提案書

20 ページ以内とする。

（イ）見積書

（ウ）実施体制及び配置予定人員

（エ）過去の実績

4（2）ア「提出書類」の（ウ）と同じ書類を改めて提出してください。

エ 注意事項

（ア）提出書類は、正1部と副6部をそれぞれ製本し、提出してください。

（イ）用紙はA4縦・横書きとし（図表等がみにくくなる場合には、A3横・三つ折りを含むことも可とする。）、左上1か所で綴じてください。

（ウ）提出された提案書類は返却しません。

（エ）提出後、提案者側からの提案書類の差し替え及び追加はできません。

（オ）提案書類については、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容全てが契約に反映されるとは限りません。

（カ）提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

5 審査方法

(1) 評価委員会の設置

「プロポーザル選定評価委員会設置要綱」に基づき評価委員会を設置し、書類審査及びヒアリング審査を実施します。

(2) 書類審査の実施

ア 日程（予定）

令和4年3月18日（金）から令和4年3月22日（火）まで

イ 方法

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、評価の高い者3者を書類審査通過者として選定し、ヒアリング審査の対象者とします。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者に通知します。また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。

ただし、企画提案書提出者が3者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者に、審査の日程等を通知します。

(3) ヒアリング審査の実施

ア 日時（予定）

令和4年3月23日（水）～令和4年3月25日（金）

時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 場所

未定（調整の上、個別に連絡します。）

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書に基づき、20分程度で提案説明を行っていただき、その後10分程度質疑応答を行います。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各提案事業者につき3名以内とします。また、提案説明は、本業務に配置する担当者が行ってください。

(4) 選定結果の通知（予定）

令和4年3月28日（月）

(5) 選考基準及び順位の確定方法

ア 評価項目

次の評価項目に沿って、審査を行う。

(ア) 事業目的の理解度

本業務の背景や目的を的確に捉え、本市、中原区の状況等を理解した上で、業務に対する考え方が的確に示されているか。

(イ) 事業実施体制

a 事業実施体制

- ・実施内容に対して、遂行可能な人員が確保されているか。
- ・役割分担が明確かつ的確であるか。
- ・本市の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。

b 配置予定人数

(ウ) 同種、関連業務及び実績等

以下の同種、関連業務の契約実績があり、本業務へそのノウハウ等を十分活用できる見込みがあるか。

- ・緑の基本計画及びグリーンインフラに関する調査・検討業務
- ・水辺空間におけるにぎわい創出に係る調査及び計画策定に関する業務
- ・公共施設における民間活力導入可能性調査・検討及びアドバイザー業務

(エ) 業務履行プロセスに関する提案内容

a 実施方針及び業務履行の確実性

- ・組織として、実施内容に関する幅広い知見、情報収集能力を有しているか。
- ・円滑に業務を遂行するためのバックアップ体制、管理体制が示されているか。

b 提案内容の充実度（具体性）

- ・提案内容に具体性があるか。

(オ) プレゼンテーション

a 分かり易さ・説得力

- ・提案内容の説明が明確で分かりやすく、伝わりやすいか。

b 質疑への対応

- ・回答内容が明快で適切であるか。

c 担当者の能力

- ・業務の目的、内容を十分理解しているか。
- ・本業務に関する専門的な知識を有しており、本市の現状等を的確に認識しているか。
- ・担当者として本業務に対する意欲はあるか。

イ 採点方法

(ア) 配点

各委員は、事業者ごとに評価項目に係る点数を入れるものとし、合計したものをその事業者の委員合計得点とします。

(イ) 各配点の考え方

各項目の評価は、20点、10点又は5点を満点とした次表の5段階評価とします。

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
配点	20点	16点	12点	8点	4点
	10点	8点	6点	4点	2点
	5点	4点	3点	2点	1点

(ウ) 基準点

全委員の総合計点の60%以上の得点を基準点とします。

ウ 順位の確定方法

各委員の合計点を提案業者ごとに集計し、最も高い合計点を獲得した業者を契約先として選定する。当該集計において、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の（ア）～（ウ）の選考過程により最終順位を確定し、

選定業者とします。なお、提案業者が1業者のみの場合については、基準点を満たした場合に選定業者とします。

(ア) 評価項目の「業務履行プロセスに関する提案内容」の合計点が最も高い業者

(イ) (ア) に該当する業者が複数ある場合、見積書の額が最も低い業者

(ウ) 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した業者

6 プロポーザル参加資格の喪失

次の事由に該当する場合は、失格となります。

(1) 「2参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき

(2) 提出書類等の内容に虚偽の記載をしたとき

(3) 提出期限、提出方法、提出先に適合しないとき

7 その他留意事項

(1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 本業務の受託者（再委託又は下請等の者を含む）は、今後、多摩川丸子橋周辺河川敷の民間活力導入に係る民間事業者の選定手続を実施した場合において、応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員又は協力企業となることはできません。

8 参考資料

企画提案書類の作成の際に、必要に応じて活用してください。

(1) 多摩川丸子橋周辺河川敷の新たな利活用に向けた社会実験について

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000114908.html>

(2) 多摩川丸子橋周辺河川敷の新たな利活用に向けた社会実験の結果について

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000137560.html>